

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年12月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100238号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100059号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月1日から令和元年5月1日まで

自身が代表取締役を務めるA社において厚生年金保険の被保険者資格の取得  
した際、誤った報酬月額を届け出たため、実際の報酬額とは一致しない標準報酬  
月額(15万円)が記録されてしまった。その後訂正の届出(20万円)を行ったが、  
請求期間については厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅しているため、  
保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。毎月の報酬からは、  
訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたので、請求期間  
の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額は、  
資格取得時の届出により15万円と記録されていたところ、令和3年6月29日に、  
平成30年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が、  
令和3年7月8日に、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届  
(資格取得年月日及び資格取得時の報酬月額を訂正する旨の届)が提出  
されたことにより20万円に訂正されたが、厚生年金保険料の徴収権が既に  
時効により消滅していたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、  
保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、請求者から提出された給与に係る明細書により、請求者の請求期間  
における役員報酬は毎月20万円であり、標準報酬月額20万円に基づく厚生  
年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関  
する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書きでは、  
請求者が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履  
行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる  
場合については記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている  
ところ、請求者は、

A社に係る履歴事項全部証明書により同社の代表取締役であることが確認でき、オンライン記録により同社の事業主であることが確認できる。

また、日本年金機構が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、請求者の資格取得時の報酬月額が15万円と記載されている上、請求者は、当該資格取得届は自身が記載し提出したものであり、毎月の厚生年金保険料の納付手続も自身が行っていた旨陳述している。

これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きに規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、保険給付の計算の基礎となる記録訂正の対象とすることはできない。